

(地 537)

令和 3 年 2 月 2 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



至 急

令和 2 年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における  
I C T 等の整備事業の交付申請書の提出について

厚生労働省令和 2 年度第 3 次補正予算における「看護師等養成所における I C T 等の整備事業」につきましては、令和 2 年 1 2 月 2 5 日付（地 453）の文書をもってご連絡しているところですが、今般交付要綱等が示されましたので、お送りいたします。

## 1. 申請の締切について

厚生労働省医政局医療経理室の事務連絡にあるように、本事業の予算については令和 3 年度へ繰り越す予定とのことであり、「令和 2 年度実施事業」と「令和 3 年度実施事業」の 2 本立てとなります。令和 2 年度と令和 3 年度の両方申請することは可能とのことですが、その場合、合計の補助金上限が 1 0 0 万円となります。

申請内容	提出期日
令和 2 年度実施事業（令和 3 年 1 月 2 8 日～令和 3 年 3 月 3 1 日までにかかる経費）として申請する施設	<b>令和 3 年 3 月 1 1 日（木） 1 2 時厳守</b> ※上記締切は、都道府県から厚生労働省への締切のため、 <b>各都道府県における締切は別途ご確認ください。</b>
令和 3 年度実施事業（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日までにかかる経費）として申請する施設	令和 3 年度実施分については、後日改めて示されるとのことです。

## 2. その他の留意事項

対象経費について、申請様式に記載されている通り、パソコン、タブレット、モバイル端末は補助対象外とされていますのでご注意ください。対象経費等について

不明な点がある場合は、各都道府県の担当部局にお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、申請様式（Excel ファイル）は、別途都道府県医師会宛メールリングリストでもお送りいたします。

令和2年度実施事業として申請した施設については、審査を行った上で、令和2年度中に交付決定が行われるとのことです。交付決定後、令和3年3月31日までに事業を完了（納品・整備）し、4月10日までに（※都道府県における締切は別途ご確認ください）実績報告書を提出する必要があります、非常にタイトなスケジュールとなります。4月以降の授業に活用する場合には、令和2年度実施事業として申請いただく必要がありますが、急がない場合は、令和3年度実施事業の活用をご検討いただければと思います。厚生労働省からは、令和3年度実施事業については十分な申請期間を設ける予定と聞いています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下医師会立看護師等養成所への周知につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

#### <送付資料>

- ・ 令和2年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業費補助金の交付について（厚生労働事務次官通知）
- ・ 地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業の実施について（厚生労働省医政局長通知）
- ・ 令和2年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業の交付申請書の提出について（厚生労働省医政局医療経理室事務連絡）
- ・ 様式（Excel ファイルをご確認ください）

厚生労働省発医政 0225 第 7 号  
令和 3 年 2 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

令和 2 年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業費補助金の交付について

標記については、別紙「令和 2 年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、令和 3 年 1 月 28 日から適用することとされたので、通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。

## 別紙

### 令和2年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業費補助金交付要綱

#### (通則)

- 1 令和2年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省  
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休校や医療機関での実習中止等を余儀なくされている看護師等養成所において、このような状況下においても、地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を招かないため、看護師等養成所間で教育の差が生じることがないような教育体制の整備を図ることを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この補助金は令和3年2月25日医政発0225第2号厚生労働省医政局長通知「地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業の実施について」の別紙「地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業とする。

#### (交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額

とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
1 か所あたり 2,000千円	地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業に必要な次に掲げる経費 委託費 備品購入費

(補助金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれを行わなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった

場合には、すみやかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア. 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第5号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ. 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の

期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合は除く。）は、第3号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（申請手続）

7 この補助金の交付の申請は、以下により行うものとする。

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

（ア）補助事業者は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

（イ）都道府県知事は、（ア）の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、厚生労働大臣が定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. 都道府県が行う事業の場合

都道府県知事は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、厚生労働

働大臣が定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、厚生労働大臣が別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(遂行状況報告)

- 10 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第4号様式による状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 補助事業者が都道府県の場合

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を

経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により 4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

医政発0225第2号  
令和3年2月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の  
整備事業の実施について

標記については、別添「地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業実施要綱」により行い、令和3年1月28日より適用することとしたので通知する。

## 地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業 実施要綱

### 1 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、看護師等養成所においては、休校や医療機関での実習中止等を余儀なくされている。

このような状況下においても、地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を招かないため、看護師等養成所間で教育の差が生じることがないような教育体制の整備を目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条及び第18条に基づき指定された看護師養成所、助産師養成所、保健師養成所及び准看護師養成所とする。

ただし、私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金（令和2年6月4日文部科学大臣裁定）における学校法人（専修学校においては準学校法人を含む。）は除く。

### 3 事業内容

看護師等養成所において必要な遠隔授業やICTを活用した教育体制整備を行うものとする。

事務連絡  
令和3年2月25日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室

令和2年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業の交付申請書の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、休校や医療機関での実習中止等を余儀なくされている看護師等養成所において、このような状況下においても、地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を招かないため、看護師等養成所間で教育の差が生じることがないように教育体制の整備を図ることを目的とした財政支援対策を実施することとなりました。

つきましては、下記の補助金について交付申請書の取りまとめ及び提出について、ご対応方よろしくお願いいたします。

## 記

### 1 交付申請書の提出を依頼する事業

#### (1) 補助金名

令和2年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業

#### (2) 提出期日

申請内容	提出期日
令和2年度実施事業として申請する施設	令和3年3月11日（木）12時 厳守
令和3年度実施事業として申請する施設	※令和3年度実施分については 後日改めてお示しします。

※ 本事業については、国において令和3年度へ繰越する予定です。令和3年度に事業を実施する施設については令和3年度に申請してください。

なお、令和2年度事業として申請した施設には、審査を行った上で令和2年度中に交付決定を行います。

## 2 提出資料

地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における ICT 等の整備事業交付申請書

○総括表

○第 1 号様式（交付申請書）

- ・別紙 1（所要額調書）
- ・別紙 2（事業計画書）
- ・収入支出予算書抄本

※管内の施設から申請書の提出があった際はとりまとめの上必ず進達文書と合わせ提出すること。

## 3 留意事項

(1) 本事業の対象施設は、以下となっております。

保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号）第 11 条及び第 18 条に基づき指定された看護師養成所、助産師養成所、保健師養成所及び准看護師養成所とする。

ただし、私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）補助金（令和 2 年 6 月 4 日文科科学大臣裁定）における学校法人（専修学校においては準学校法人を含む。）は除く

(2) 本事業は、国からの直接補助事業であるため、都道府県における財政措置は不要であること。

(3) 書類の作成においては、今回送付する様式を使用すること。また、参考資料の提出は必要最低限とすること。

(4) 期日までの提出が間に合わない場合は、事前に以下の連絡窓口まで報告すること。

(5) 交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に以下の連絡窓口まで照会すること。

**【連絡窓口及び交付申請書の送付先】**

厚生労働省 医政局 医療経理室

山本 yamamoto-kouryuu.8s4@mhlw.go.jp

以上

第1号様式

番  
年 月 日  
号

厚生労働大臣 殿

事業者名

年度地域医療提供体制確保のための看護師等養成所における  
ICT等の整備事業費補助金の交付申請書

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金 円
- 2 所要額調書(別紙1)
- 3 事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類  
収入支出予算書抄本

## 所要額調書

## 1 所要額

総事業費 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 H
円	円	円	円	円	円	円	円

## 2 対象経費の支出予定額算出内訳

区分	支出予定額 円	算出内訳
委託費		
備品購入費(※)		
サーバー本体		
サーバー周辺機器 (ルーター、UPS等)		
サーバーの構築費用		
ネットワークの設計・構築費用		
合 計		

※パソコン、タブレット、モバイル端末は補助対象外経費

## (参考)対象外経費の支出予定額算出内訳

区分	支出予定額 円	
合 計		
総事業費		

事業計画書

事業内容
1. 事業を必要とする理由
2. 事業の概要
3. 事業内容(養成所における遠隔授業指導システムや必要な設備について具体的に記入すること)
4. その他

令和2年度収入支出予算書（抄本）

(歳入)

(単位 円)

科 目	収入額	備 考
国庫補助金		
自己負担		
合計	0	

(歳出)

科 目	支出額	備 考
合計	0	

令和3年 月 日  
 所在地  
 会社名  
 代表者名